平成２０年（フ）第９２号
長野県松本市庄内２丁目５番３号
破産者　久高　　誠
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４３号
静岡県伊東市東松原町３番７号
破産者　鈴木葉津雄
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
愛知県稲沢市南麻績町郷内40番地
破産者　竹本　伸二
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４４２号
愛知県一宮市花池１丁目９番２号
破産者　佐藤　修一
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２４２５号
京都市北区紫野宮西町16番地
破産者　ブルームこと　村田　佳秀
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ15―107号、前住所大阪府吹田市原町４丁目22番２―703号
破産者　澤口　正人
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５―２棟302号
破産者　しんごこと　岩井　　彰
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
広島県尾道市因島三庄町2093番地１
破産者　小川　佳孝
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
愛媛県西宇和郡伊方町小中浦甲161番地１
破産者　千代商事酒店こと　宮本キミ子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第５４７号
長崎県西彼杵郡長与町まなび野２丁目10番地６―103号、旧住所長崎県長崎市大手２丁目23番30号
破産者　水田　尚昭
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
長崎県長崎市かき道５丁目１番11号　ボアールⅢ201号
破産者　大浦千代美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
長崎県島原市上の原１丁目6263　塩塚方、住民票上の住所長崎市上野町５番８号
破産者　杉本　浩信
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
熊本市沖新町4843番地２、前住所熊本市城山下代２丁目８番17号
破産者　犬塚　博文
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７７６号
熊本県下益城郡美里町畝野字弥勒1670―１、住民票上の住所熊本県下益城郡美里町畝野820番地
破産者　岩田　利勝
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東2797番地、開始決定時の住所熊本県球磨郡相良村大字四浦東2890番地１
破産者　堀川　五月
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５２号
熊本県人吉市下永野町2605番地２
破産者　尾方　啓二
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５３号
熊本県人吉市下永野町2605番地２
破産者　尾方　照美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５４号
熊本県天草市五和町御領9852番地
破産者　中元　秀晴
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第５９号
熊本県天草市中村町３番10号、前住所熊本市西原３丁目２番12―201号
破産者　淀川　慎一
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部